

利用者負担金額（2号・3号認定子ども）

各月初日の子どもの属する世帯の階層区分			利用者負担月額（円）						
階層区分	定義		3歳未満児		3歳児		4歳以上児		
			保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間	
A	生活保護世帯等		0	0	0	0	0	0	
B	A階層を除き、	ひとり親世帯等	0	0	0	0	0	0	
	当該年度分の市町村民税が非課税の世帯	上記の世帯に該当しない世帯	0	0	0	0	0	0	
C1	A階層を除き、	ひとり親世帯等	5,000	4,900	0	0	0	0	
	当該年度分の市町村民税の課税額が均等割の額のみ（所得割の額のない）世帯	上記の世帯に該当しない世帯	11,000	10,800	0	0	0	0	
C2	A階層を除き、	1円以上	ひとり親世帯等	7,500	7,400	0	0	0	0
	当該年度分の市町村民税の所得割の額が次の区分に該当する世帯	48,600円未満							
C3-1	当する世帯	48,600円以上	ひとり親世帯等	8,500	8,400	0	0	0	0
		57,700円未満	上記の世帯に該当しない世帯	23,000	22,600	0	0	0	0
C3-2		57,700円以上	ひとり親世帯等	8,500	8,400	0	0	0	0
		72,800円未満	上記の世帯に該当しない世帯	23,000	22,600	0	0	0	0
C4-1		72,800円以上	ひとり親世帯等	9,000	8,900	0	0	0	0
		77,101円未満	上記の世帯に該当しない世帯	30,000	29,600	0	0	0	0
C4-2		77,101円以上97,000円未満		30,000	29,600	0	0	0	0

C5	97,000円以上133,000円未満	36,000	35,500	0	0	0	0
C6	133,000円以上169,000円未満	42,000	41,400	0	0		
C7	169,000円以上301,000円未満	46,000	45,300	0	0		
C8	301,000円以上397,000円未満	48,000	47,100	0	0		
C9	397,000円以上	50,000	49,100	0	0		

※上記の表の内容は、現時点（令和元年度）であり、利用者負担の基準となる国の政令が定められた場合、今後変更することがあります。

※利用者負担（保育料）算定のために必要となる書類によって、減免がある場合があります。

- ・生計をともにする（扶養している）子どもの第2子半額、第3子以降無料
- ・「ひとり親世帯」「障害者手帳等をお持ちの世帯」で、年収約360万円未満（市町村民税が77,101円未満）の世帯の軽減
- ・すべての階層で「ひとり親世帯」「障害者手帳等をお持ちの世帯」の第2子以降無料

※保育料の年齢は、年度毎4月1日の満年齢で分けられます。（4月2日生まれから翌年4月1日生まれまで）